

成年後見制度・高齢者虐待の視点から

判断能力が十分でない区民の権利擁護と高齢者の虐待防止を推進する

- ①成年後見制度の理解を深めるための啓発事業を行うとともに、成年後見制度連携協議会や成年後見等支援検討会議を開催し、成年後見制度の利用を促進する。
- ②高齢者権利擁護意識の向上や、養護者に対する相談支援体制等の支援策の普及啓発の充実により虐待を未然に防止するとともに、高齢者支援専門ケース会議や緊急一時宿泊事業等により、高齢者虐待の防止や迅速な対応を行う。

健康福祉部 福祉推進課長 細野 修一

成年後見制度の種類

任意後見

判断能力があるうちに本人の意思で任意後見人を選び、何を依頼するのかを前もって決めて、公正証書により契約します。

法定後見

判断能力が不十分になってから家庭裁判所が成年後見人等を選びます。

補助 判断能力が不十分

保佐 判断能力が著しく不十分

後見 判断能力が欠けているのが通常

中野区成年後見支援センターでお手伝いできること

相談員による相談

相談員が電話や窓口で成年後見制度に関する相談をお受けします。訪問もしますのでお気軽にご連絡ください。専門的な相談は弁護士がお受けします。

成年後見制度の申立て手続の支援

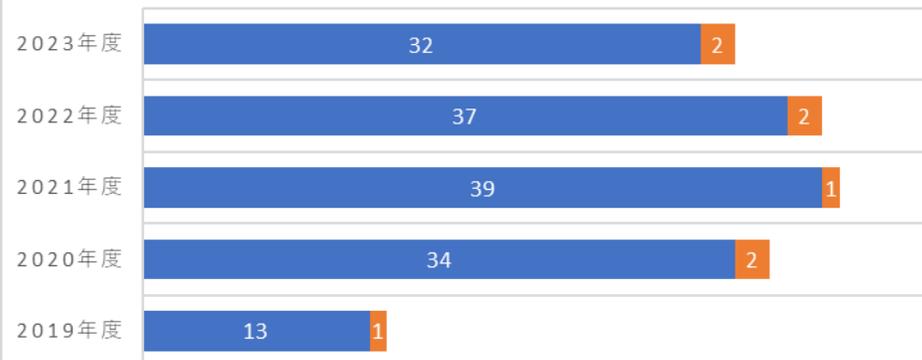
成年後見制度を利用するための申立てや各種手続に関する相談をお受けします。

成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人の支援

学習会や情報連絡会を開催するなど、成年後見人等として既に後見事務を行っている方の活動を支援します。上記の他、成年後見制度普及のための事業を行います。

区長申立て実績

■ 件数 老人福祉法 ■ 件数 障害者支援



主な取組



目的

高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持のため虐待防止を図ることが重要であることから、虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止に係る施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

1. 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。(H24.10～65歳未満の養介護施設入所等障害者を含む。)
2. 「高齢者虐待」とは、①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
3. 高齢者虐待の類型は①身体的虐待、②養護を著しく怠る（ネグレクト）、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

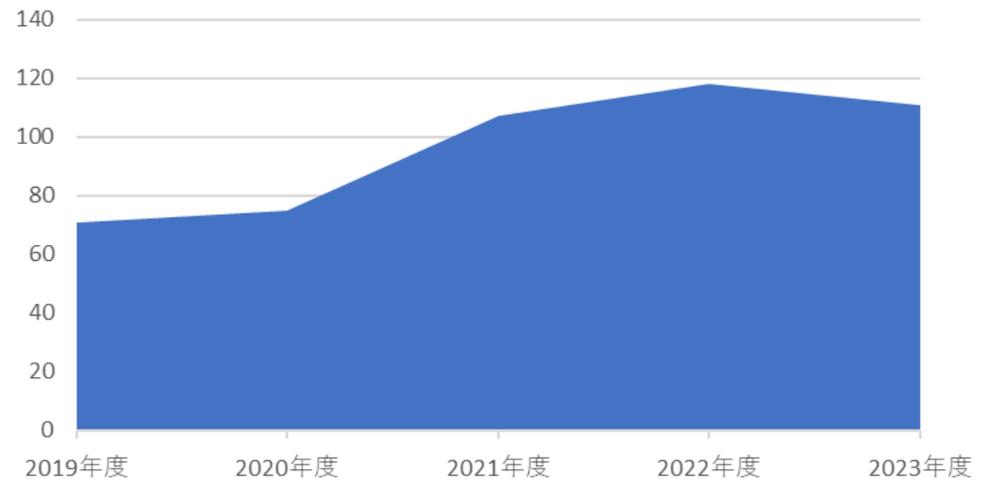
国及び地方公共団体の責務等（法第3条）

「関係機関の連携強化等、体制の整備」、「専門的な人材の確保、資質の向上」、「通報義務、救済制度等の広報、啓発」

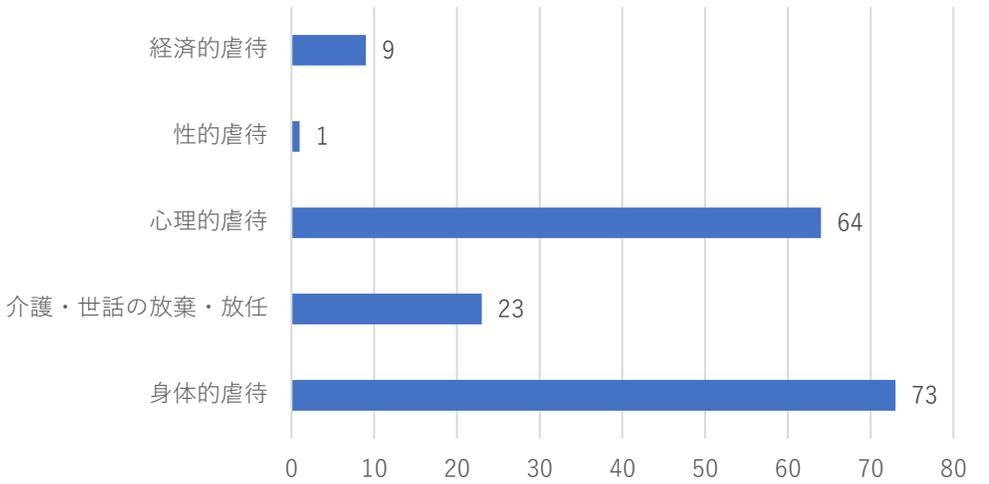
虐待防止施策

| 養護者による高齢者虐待 | 養介護施設従事者等による高齢者虐待 |
|--|---|
| [市町村の責務] 相談等、居室確保、養護者の支援 [都道府県の責務] 市町村の施策への援助等 | [設置者等の責務] 当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施 |
| [スキーム] <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B --- C["①事実確認 (立入調査等) ②措置 (一時保護、面会制限)"] </pre> | [スキーム] <pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -- 通報 --> C[都道府県] B --- D["①事実確認 ②老人福祉法、介護保険法の規定による権限の適切な行使"] C --- E["①監督権限の適切な行使 ②措置等の公表"] </pre> |

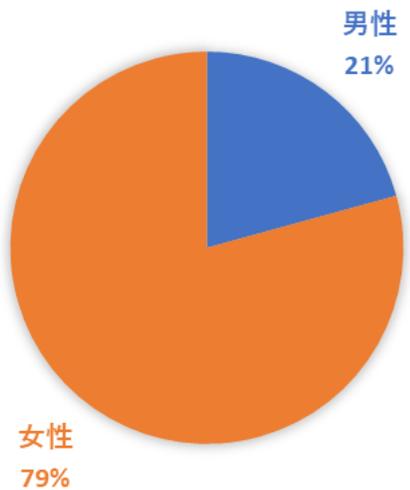
高齢者虐待通報・届出件数



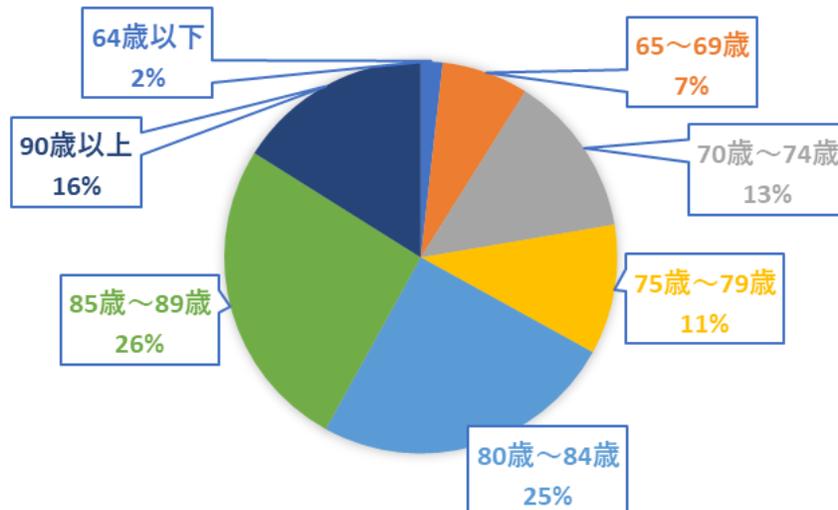
虐待の種類（重複あり）

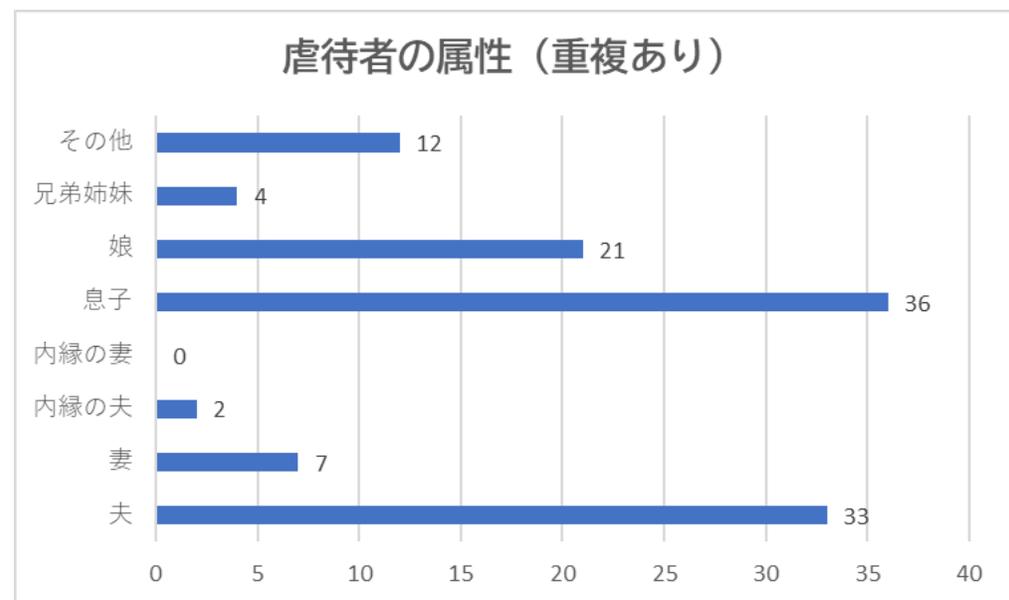
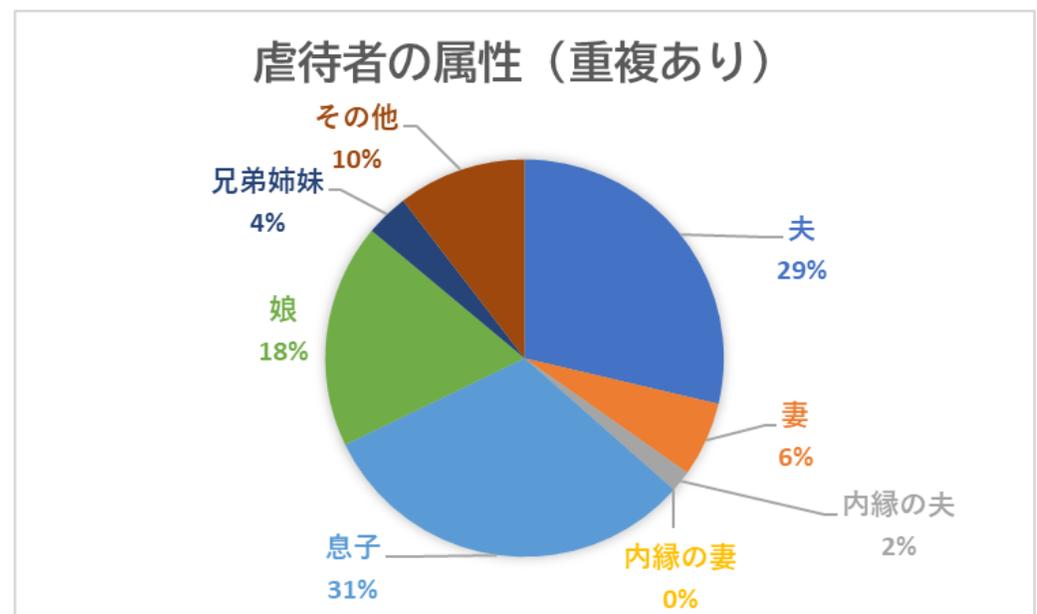


被虐待者の性別



被虐待者の年齢





■ 高齢者専門相談

健康福祉部 福祉推進課 高齢者専門相談係（9名体制）において、地域包括支援センターや警察、介護事業者、関係機関、本人、家族、近隣住民等からの通報や届出、相談を受け、高齢者虐待に関する事実確認や、虐待の有無や緊急性の判断、対応計画の決定、関係者の役割分担等の総合調整を行っている。

■ 高齢者支援専門ケース会議

特に支援が困難なケースについて、弁護士や精神科医師を招いて、専門ケース会議を開催し、専門的立場からの助言を得て、適切な支援方法を検討している。

令和4年度：6回実施

■ 緊急一時宿泊事業

家庭の事情や災害、介護者の急病、虐待等により在宅生活が困難な高齢者の支援を緊急に行う必要がある場合に、ショートステイの活用により一時的に保護を行っている。

利用日数：延べ537日、利用人数：62人

■ 高齢者施設措置

老人福祉法に基づき、環境上の理由及び経済的な理由により、在宅において日常生活を営むのに支障がある高齢者を養護老人ホームに入所措置している。

また、やむを得ない理由により、介護保険施設と契約して利用することが著しく困難と認められる高齢者を特別養護老人ホーム等へ入所措置している。

令和4年度の養護老人ホーム等入所措置数：延べ820人

■ 高齢者虐待の通報・届出・相談ルート

